

独立行政法人家畜改良センター業務方法書

(制定認可：平成13年 4月 2日付け農林水産省指令13生畜第 3号)
(変更認可：平成15年12月 1日付け農林水産省指令15生畜第3456号)
(変更認可：平成16年 2月19日付け農林水産省指令15生畜第4595号)
(変更認可：平成18年 3月31日付け農林水産省指令17生畜第3125号)
(変更認可：平成19年11月30日付け農林水産省指令19生畜第1561号)
(変更認可：平成20年10月16日付け農林水産省指令20生畜第1173号)
(変更認可：平成21年12月28日付け農林水産省指令21生畜第1471号)
(変更認可：平成23年 4月 1日付け農林水産省指令22生畜第2345号)
(変更認可：平成24年 4月 1日付け農林水産省指令23生畜第2302号)
(変更認可：平成27年 3月 5日付け農林水産省指令26生畜第1835号)
(変更認可：平成31年 3月 5日付け農林水産省指令30生畜第1493号)

独立行政法人家畜改良センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善等
 - 第1節 家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善（第4条－第6条）
 - 第2節 家畜人工授精等（第7条－第10条）
 - 第3章 種畜検査（第11条－第22条）
 - 第4章 種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布及び貸付け
 - 第1節 種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布（第23条－第30条）
 - 第2節 種畜等の貸付け（第31条－第42条）
 - 第5章 飼料作物の種苗の生産及び配布（第43条－第48条）
 - 第6章 飼料作物の種苗の検査
 - 第1節 飼料作物の種苗の検査（第49条－第57条）
 - 第2節 新品種の育成検査（第58条）
 - 第7章 調査研究
 - 第1節 調査研究（第59条・第60条）
 - 第2節 受託調査研究（第61条－第69条）
 - 第3節 共同調査研究（第70条－第78条）
 - 第8章 講習、指導等（第79条－第82条）
 - 第9章 家畜改良増殖法の規定による立入検査等（第83条－第87条）
 - 第10章 種苗法の規定による飼料作物の指定種苗の集取（第88条－第90条）
 - 第11章 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入検査等（第91条－第95条）
 - 第12章 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の規定による事務（第96条）
 - 第13章 業務委託の基準（第97条・第98条）
 - 第14章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第99条－第101条）
 - 第15章 情報の管理等（第102条－第104条）
 - 第16章 雑則（第105条・第106条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の行う業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 センターは、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るものとする。

2 センターは、その運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

3 センターは、その行う業務の公共的な重要性にかんがみ、国の施策に順応し、関係諸機関と緊密な連携を保ち、法令等を遵守しつつその業務を適正かつ効率的、効果的に運営するものとする。

4 センターは、前三項の基本方針を役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）の業務運営に反映させるため、役職員の倫理に関する規程及び行動規範を定めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第2条の2 センターは、役員の職務の執行が通則法、独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号。以下「センター法」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第2条の3 センターは、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・牧場等会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第2条の4 センターは、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備（職員の参加意識が高まる形での計画策定）
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備

- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング（モニタリング計画、モニタリング手法を含む。）
- (5) 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（内部統制の推進に関する事項）

第2条の5 センターは、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本所における内部統制推進部門及び推進責任者の指定
- (4) 各牧場及び支場における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

（リスク評価と対応に関する事項）

第2条の6 センターは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成（第2条に規定するセンターの基本方針に基づく各業務部門の業務の方針を含む。）
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項

- イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
- ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
- ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

（監事及び監事監査に関する事項）

第2条の7 センターは、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

（1）監事等に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保できる体制
- ハ 補助職員を置く場合はその独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ニ 法人組織規程における権限の明確化
- ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

（2）監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助職員を置く場合にはその職員への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の農林水産大臣及び理事長への報告

（3）監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ センターの財産の状況を調査できる仕組み（子法人を設立する場合には当該子法人を含む。）
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- へ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第2条の8 センターは、内部監査担当部署を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第2条の9 センターは、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- （2）内部通報者及び外部通報者の保護
- （3）内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(予算の適正な配分に関する事項)

第2条の10 センターは、運営費交付金及び自己収入を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第2条の11 センターは、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 子法人を設立する場合には、当該子法人との人事交流のあり方
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(用語)

第3条 この業務方法書において「家畜等」とは、家畜及び家きんをいう。

2 この業務方法書において「種畜等」とは、種畜及び種きんをいう。

3 前2項に規定するもののほか、この業務方法書において使用する用語は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「増殖法」という。）、種苗法（平成10年法律第83号。）、センター法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）において使用する用語の例によるものとする。

第2章 家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善等

第1節 家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善

(家畜等の改良及び増殖)

第4条 センターは、家畜等の改良及び増殖を行うため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 優良な育種素材の収集
- (2) 科学的な能力検定の実施
- (3) 能力検定の結果を基にした遺伝的能力の分析及び評価
- (4) 遺伝能力の優れた種畜の選抜
- (5) 優良な遺伝能力を持つ家畜の増殖
- (6) 前各号の成果及び技術に関する資料・報告書等の作成及び公表

(家畜等の改良及び増殖の推進)

第5条 センターは、全国的な家畜等の改良及び増殖を推進するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 全国の家畜等の能力検定の実施計画の策定
- (2) 前号の能力検定の実施結果に基づく家畜等の能力情報の収集、分析及び評価
- (3) 全国の家畜等の遺伝的能力の分析、評価及び公表
- (4) 家畜個体識別情報の提供
- (5) その他必要な業務

(家畜飼養管理技術の改善)

第6条 センターは、優良な家畜等の普及を図るため、家畜等の能力を十分に発揮させる上で必要な飼養管理技術の改善を行うとともに、改善された技術の実証展示を行うものとする。

2 前項に規定する飼養管理技術は、次に掲げるものとする。

- (1) 家畜等の管理に関する技術
- (2) 家畜等の繁殖に関する技術
- (3) 飼料の生産、調製及び利用に関する技術
- (4) 家畜等の衛生管理に関する技術
- (5) 家畜排せつ物処理等畜産環境保全に関する技術
- (6) その他家畜の飼養管理に関する技術

第2節 家畜人工授精等

(家畜人工授精等の実施)

第7条 センターは、家畜の改良及び増殖を図るため、家畜人工授精及び家畜受精卵移植（以下「家畜人工授精等」という。）を行うことができるものとする。

(家畜人工授精等の対象者)

第8条 家畜人工授精等を受けることができる者は、農業者その他センターが適当と認めた者とする。

(家畜人工授精等の対価)

第9条 センターは、家畜人工授精等を行う場合には、対価を徴収するものとする。

2 家畜人工授精等の対価は、時価を勘案の上、算定するものとする。

(家畜人工授精等の手続)

第10条 家畜人工授精等を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、家畜人工授精等を希望する時期の2か月前までに家畜人工授精等申請書（以下この条において「申請書」という。）をセンターに提出しなければならないものとする。

2 センターは、申請書を受理した場合には、内容の審査を行い、その諾否を原則として申請受理後1か月以内に申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、センターの指定する期日までにセンターの指定する方法により、家畜人工授精等の対価をセンターに納付しなければならないものとする。
- 4 センターは、家畜等が疾病、負傷、疲労その他の事由により家畜人工授精等を実施することが適当でないと判断した場合には、家畜人工授精等の実施を拒否することができるものとする。
- 5 申請者は、家畜人工授精等を受けた場合には、確認書等をセンターに提出しなければならないものとする。

第3章 種畜検査

(種畜検査の実施)

- 第11条 センターは、増殖法第4条第1項に定める種畜の検査（以下「種畜検査」という。）を行うものとする。
- 2 種畜検査は、次に掲げる項目につき行うものとする。
 - (1) 伝染性疾患の検査
 - (2) 遺伝性疾患の検査
 - (3) 繁殖機能障害の検査
 - (4) 精液の検査
 - (5) 血統・能力及び体型についての検査

(種畜証明書の交付等)

- 第12条 センターは、増殖法第4条第4項の規定に基づき、農林水産大臣から種畜証明書の交付、書換交付及び再交付の手續に関する事務の委託を受けることができるものとする。
- 2 センターは、前項の委託を受けるに当たり、農林水産大臣と委託契約を締結するものとする。

(種畜検査実施計画の作成)

- 第13条 センターは、種畜検査を行おうとする場合には、都道府県と調整の上、種畜検査実施計画を作成するものとする。

(種畜検査の実施時期、場所等の公表)

- 第14条 センターは、種畜検査の実施時期、実施場所等について、種畜検査の20日前までに、公表するものとする。

(種畜検査員の任命)

- 第15条 理事長は、種畜検査を行うため、センターの職員の中から種畜検査を実施する者（以下「種畜検査員」という。）を任命するものとする。

(種畜検査員の資格を有する者)

第16条 種畜検査員の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 獣医師又は家畜人工授精師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校で獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (3) 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者のうち、センターの家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に3年以上従事している者
- (4) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第1条第4号の規定に基づき、農林水産大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

（種畜検査員証の交付）

第17条 理事長は、第15条により種畜検査員に任命した者に対して、種畜検査員証を交付するものとする。

（種畜検査員証等の提示）

第18条 種畜検査員は、種畜検査に当たり、種畜の飼養者の請求があった場合には、種畜検査員証を提示しなければならないものとする。

（等級の判定）

第19条 種畜検査員は、種畜検査の結果に基づき、増殖法第4条第3項に基づく種畜証明書に記載する等級の判定を行うものとする。

- 2 等級の判定は、種畜の等級の判定基準（昭和24年1月4日農林水産省告示第9号）に基づき行うものとする。

（種付台帳等の指導）

第20条 種畜検査員は、種畜検査に際し、農業者に対して種付台帳等の適正な管理等の指導を行うものとする。

（種畜検査の報告）

第21条 種畜検査員は、検査終了から10日以内に、種畜検査の結果を理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、検査終了から14日以内に、種畜検査結果を取りまとめて農林水産大臣に報告するものとする。

（失効した種畜証明書の返納の指導）

第22条 センターは、種畜の死亡、種畜証明書の有効期間の満了等により失効した種畜証明書を所有する種畜の飼養者に対し、返納手続を指導するものとする。

第4章 種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布及び貸付け

第1節 種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布

(種畜等及び家畜受精卵等の配布)

第23条 センターは、家畜の改良及び増殖を図るため、センターが保有する種畜等並びに家畜受精卵、種卵及び精液（以下「家畜受精卵等」という。）の配布を行うものとする。

(種畜等及び家畜受精卵等の配布の対象者)

第24条 種畜等及び家畜受精卵等の配布を受けることができる者は、当該種畜等及び家畜受精卵等を用いることにより我が国における家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善に資することができる者としてセンターが認める者とする。

第25条 削除

(種畜等及び家畜受精卵等の配布契約)

第26条 センターは、種畜等及び家畜受精卵等の配布を受けるべき者と種畜等配布契約又は家畜受精卵等配布契約を締結するものとする。

2 種畜等配布契約又は家畜受精卵等配布契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配布目的
- (2) 種畜等の品種及び名号（家畜受精卵等配布契約にあつては、家畜等の品種及び名号）
- (3) 配布対価
- (4) 引渡時期
- (5) 引渡場所
- (6) その他必要な事項

(種畜等及び家畜受精卵等の配布の対価)

第27条 センターは、種畜等又は家畜受精卵等の配布に際して、対価を徴収するものとする。

2 前条第1項の契約を締結した者は、センターの指定する期日までにセンターの指定する方法により、種畜等又は家畜受精卵等の配布の対価をセンターに納付しなければならないものとする。

(異動報告書の提出)

第28条 種畜等の配布を受けた者は、種畜等の引渡しを受けた日から1年以内に当該種畜等が死亡し、又は理事長の承認の下で当該種畜を売却し、若しくはと畜したときは、遅滞なく異動報告書をセンターに提出しなければならないものとする。

(都道府県への情報提供)

第29条 センターは、都道府県における家畜等の改良及び増殖の推進及び防疫上の観点

から、家畜等及び家畜受精卵等の配布状況について随時都道府県に情報提供を行うものとする。

(種畜以外の家畜の配布)

第30条 センターは、保有する家畜の効率的な利用及び家畜の改良増殖の効果的な推進を図るため、第4条に規定する業務の実施に支障のない範囲内で、第23条に規定する種畜以外の家畜の配布を行うことができるものとする。

2 第24条及び第26条から前条までの規定は、前項の配布について準用する。

第2節 種畜の貸付け

(種畜の貸付け)

第31条 センターは、家畜の改良及び増殖を図るため、牛、馬及び豚の種畜の貸付けを行うことができるものとする。

(貸付けの対象者)

第32条 種畜の貸付けを受けることができる者は、当該種畜を用いることにより我が国における家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善に資することができる者としてセンターが認める者とする。

(無償貸付けの申請)

第33条 第35条第1項ただし書の規定により種畜の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、指定された期日までに借受申請書（以下この条において「申請書」という。）をセンターに提出しなければならないものとする。

2 センターは、前項により申請書を受理した場合には、貸付けの効果及び過去の実績等を考慮の上、内容の審査を行い、その諾否を原則として申請受理後2か月以内に申請者に通知するものとする。

3 センターは、必要があると認めた場合には、繁殖計画書等の提出を求めることができるものとする。

(種畜貸付契約)

第34条 センターは、種畜の貸付けを受けるべき者と種畜貸付契約を締結するものとする。

2 種畜貸付契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 貸付目的
- (2) 貸付種畜の品種及び名号
- (3) 貸付期間
- (4) 貸付料
- (5) 引渡場所
- (6) 飼養場所

- (7) 飼養管理に関する事項
- (8) 果実の取扱い
- (9) その他必要な事項

(貸付けの対価)

第35条 センターは、種畜の貸付けに際して、対価を徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、種畜の貸付料を無償とすることができる。

- (1) 家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善のための新技術の有効性を実証するために貸付けを行う場合
 - (2) その他畜産に関する政策課題に対応するために必要な貸付けであって有償によってはその達成が困難な貸付けを行う場合
- 2 前条第1項の契約を締結した者（前項ただし書の規定により無償で貸付けを受ける者を除く。）は、センターの指定する期日までにセンターの指定する方法により、種畜の貸付料をセンターに納付しなければならない。

(貸付期間)

第36条 種畜の貸付期間は、牛及び馬にあつては20年以内、豚にあつては3年以内とする。

- 2 センターは、国又はセンターの行う家畜の改良増殖事業の用に供するため又は貸付けに係る種畜の適正な配置を図るため特に必要があると認める場合には、前項の貸付期間を短縮することができるものとする。

第37条 削除

(台帳整備及び報告)

第38条 種畜の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けを受けた種畜について、台帳を備えて必要な事項を記載しなければならないものとする。

- 2 借受人は、貸付けを受けた種畜について、毎年度繁殖受胎成績報告書等を作成し、畜種別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。
- 3 借受人が種畜のけい養が継続できなくなった場合又は貸付けを受けた種畜について、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつた場合は、遅滞なく事故等報告書をセンターに提出しなければならないものとする。

(賠償責任)

第39条 借受人は、貸付けを受けた種畜につき事故等があつた場合において、当該事故等が借受人等の故意又は重大な過失に基づいて発生したものである場合には、センターに対し、その損害を賠償しなければならないものとする。

(種畜貸付契約の解除)

第40条 センターは、借受人が当該貸付け後において、貸付けの相手として適切でなく

なつたと判断した場合には、種畜貸付契約を解除できるものとする。

(都道府県への情報提供)

第41条 センターは、都道府県における家畜の改良及び増殖の推進及び防疫上の観点から、種畜等の貸付状況について随時都道府県に情報提供を行うものとする。

(種畜以外の家畜の貸付け)

第42条 センターは、保有する家畜の効率的な利用及び家畜の改良増殖の効果的な推進を図るため、第4条に規定する業務の実施に支障のない範囲内で、第31条に規定する種畜以外の家畜の貸付けを行うことができるものとする。

2 第32条から第36条まで及び第38条から前条までの規定は、前項の貸付けについて準用する。

第5章 飼料作物の種苗の生産及び配布

(飼料作物の種苗の生産)

第43条 センターは、飼料作物の優良品種の普及を図るため、遺伝的純度の確保等を図りつつ飼料作物の種苗の生産を行うものとする。

2 センターは、前項の飼料作物の種苗の生産を行う場合には、次に掲げる事項を定め、これに基づき行うものとする。

- (1) 生産計画
- (2) 生産基準
- (3) 種苗の管理方法

(飼料作物の種苗の配布)

第44条 センターは、飼料作物の優良品種の普及を図るため、原原種ほ及び原種ほ（以下「原種ほ等」という。）において生産した飼料作物の種苗の配布を行うものとする。

(配布の対象者)

第45条 飼料作物の種苗の配布を受けることができる者は、優良品種の普及を図ることにより我が国における飼料作物の種苗の普及に資することができる者としてセンターが認める者とする。

(配布の対価)

第46条 センターは、生産した飼料作物の種苗の配布に際して、対価を徴収するものとする。ただし、配布を希望する飼料作物の優良品種を育成した独立行政法人、地方公共団体等が行う当該優良品種の普及を目的とした調査・展示用としてセンターが配布する場合は、無償とすることができる。

第47条 削除

第48条 削除

第6章 飼料作物の種苗の検査

第1節 飼料作物の種苗の検査

(飼料作物の種苗の品種証明)

第49条 センターは、飼料作物の種子の品種証明を行うものとする。

(品種証明を行う種子)

第50条 前条の品種証明は、依頼を受けた種子及びセンターが生産した種子であって飼料作物の普及上必要があると認めたものに係る品種証明とするものとする。

(検定の種類)

第51条 センターは、品種証明に当たって次に掲げる検定を行うものとする。

- (1) ほ場検定（国内で生産されたものに限る。）
- (2) 種子検定
- (3) 事後検定（経済協力開発機構（OECD）種子品種証明制度に登録されている品種に限る。）

(検定基準)

第52条 前条の検定の基準は、次に掲げる事項について、センターが定めて行うものとする。

- (1) 検定の方法
- (2) 判定の基準

(検定の依頼及び依頼の期限)

第53条 飼料作物種子について品種証明に係る検定を依頼する者（以下この章において「依頼者」という。）は、検定申請書（以下この章において「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。

- 2 ほ場検定の申請書は、センターの指定する期日までに提出しなければならないものとする。

(申請の単位)

第54条 ほ場検定の依頼者は、品種ごとに同一生産者の1ほ場を1単位として申請書を提出しなければならないものとする。

- 2 種子検定及び事後検定の依頼者は、品種ごとにほ場検定の結果適正と認められたほ場から生産された種子を品種ごとにセンターが別に定める数量を単位として、申請書を提出しなければならないものとする。

(検定の受理に係る通知)

第55条 センターは、申請書の提出があった場合には、内容の審査を行い、その諾否を速やかに依頼者に通知するものとする。また、ほ場検定について検定を行う旨の通知を行う場合は、当該通知書に検定するほ場ごとの検定番号を記載するものとし、種子検定及び事後検定について検定を行う旨の通知を行う場合は、当該通知書に検定する種子荷口ごとの検定番号を記載するものとする。

(検定成績書、品種証明書の交付等)

第56条 センターは、検定の実施後遅滞なく、検定成績書を交付するとともに、検定の結果センターが第52条の検定の基準を満たすものと認められる種子について品種証明書を交付し、票せんの添付及び封印を行うものとする。

- 2 センターは、ほ場検定に合格したほ場から生産された種子について、種子精選までの間、仮票せんの添付及び封印を行うものとする。ただし、生産された種子を袋詰めせず直ちに精選する場合は、この限りでない。
- 3 センターは、ほ場検定及び種子検定に合格した品種登録の種子に票せんの添付及び封印を行う場合には、品種仮証明書の交付を行うものとする。
- 4 センターは、検定成績書、品種証明書及び品種仮証明書の交付を受けた者から請求があった場合には、その写しを交付するものとする。ただし、当該写しの交付が適当でないと認める場合は、その理由を通知することにより要求に応ぜず、又はその交付枚数を制限することができるものとする。

(検定料等)

第57条 検定の依頼者又は検定成績書の写しの交付を受ける者は、検定料及び手数料を納めなければならないものとする。

- 2 前項の検定料及び手数料の額は、諸経費を勘案の上、3年ごとに見直すものとする。

第2節 新品種の育成検査

(新品種の育成検査)

第58条 センターは、育成途中の飼料作物系統について、次に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地域適応性検査
- (2) 採種性検査
- (3) 耐雪性等特性検査

- 2 センターは、前項の検査を行う場合には、次に掲げる事項を定め、これに基づき行うものとする。

- (1) 検査草種
- (2) 実施期間
- (3) 実施場所

(4) 実施方法その他必要な事項

第7章 調査研究

第1節 調査研究

(調査研究)

第59条 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、畜産に関する調査研究を行うものとする。

2 センターは、調査研究業務の評価及び調査研究業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 調査研究業務の評価に関する事項

イ 調査研究の統括部門における調査研究評価体制の確立

ロ 調査研究予算の配分基準の明確化

(2) 調査研究業務における不正防止に関する事項

イ 厳格なルールを要する調査研究（遺伝子組換え体を使用する調査研究等）におけるリスク要因の認識と明確化

ロ 調査研究費の適正経理

ハ 経費執行の内部けん制

ニ 論文ねつ造等調査研究不正の防止

ホ 調査研究内容の漏えい防止（知財保護）

へ 調査研究資金の管理状況把握

3 センターは、第1項の調査研究を行う場合には、次に掲げる事項を定め、これに基づき行うものとする。

(1) 課題

(2) 実施体制

(3) 実施方法

(知的所有権の帰属)

第60条 調査研究業務に係る発明考案等の成果等については、センターに帰属するものとする。

第2節 受託調査研究

(受託調査研究)

第61条 センターは、第59条の調査研究の課題に関連し、必要に応じ依頼を受けて調査研究（以下「受託調査研究」という。）を行うことができるものとする。

2 受託調査研究を依頼する者（以下この節において「依頼者」という。）は、センターに依頼書を提出し、受託調査研究の依頼を行うものとする。

(受理の可否)

第62条 センターは、前条第2項に規定する依頼書の提出があった場合には、自ら行う業務を勘案して、当該依頼の諾否を決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

(実施計画の作成)

第63条 センターは、前条において受諾を決定した場合には、受託調査研究実施計画を作成するものとする。

2 前項の受託調査研究実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託研究の課題、目的及び概要に関する事項
- (2) 実施期間
- (3) 実施場所
- (4) 受託調査研究に要する経費
- (5) 担当者及び実施者名

(受託契約)

第64条 センターは、依頼者が前条に規定する受託調査研究実施計画に同意した場合には、当該依頼者と受託調査研究契約を締結するものとする。

2 前項の受託調査研究契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託調査研究の課題、目的及び概要に関する事項
- (2) 受託調査研究の実施方法に関する事項
- (3) 受託調査研究の成果の取扱いに関する事項
- (4) 知的所有権の帰属に関する事項
- (5) 受託の対価に関する事項
- (6) 受託先職員の受入その他必要な事項

(受託調査研究の中止等)

第65条 センターは、天災地変その他やむを得ない事由により受託調査研究の遂行が困難となった場合には、依頼者と協議の上、当該受託調査研究を中止、廃止又は一部変更することができるものとする。

(受託先職員の受入れ等)

第66条 センターは、特に必要があると認める場合には、依頼者が派遣する者を依頼調査研究員又は調査研究の補助者として受け入れることができるものとする。

(受託の対価)

第67条 受託調査研究に係る受託の対価は、原則として、当該受託調査研究の実施に要する経費の額とする。

2 受託の対価の納付は、原則として、受託調査研究開始前に行うものとする。

(受託調査研究成果の取扱い)

第68条 センターは、受託調査研究の成果を依頼者に報告するものとする。

2 センターは、依頼者の同意を得て前項の成果を公表することができるものとする。

(受託調査研究に係る知的所有権の帰属等)

第69条 センターの職員が、受託調査研究の業務について発明をしたときは、当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、それぞれ職務に係るものとしてセンターに帰属する。

2 センターは、前項の特許を受ける権利又は特許権の活用を促進を図る必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、これらの権利を依頼者に帰属させ又は依頼者と共有することができるものとする。

3 センターは、第1項の規定によりセンターに帰属した特許を受ける権利又は特許権については、依頼者の希望するところにより、一定期間、依頼者又はその指定する者に限り、特許権の実施を許諾することができる。

4 前3項の規定は、受託調査研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

第3節 共同調査研究

(共同調査研究)

第70条 センターは、第59条の調査研究の課題に関連し、必要に応じ他の機関との共同調査研究（以下「共同調査研究」という。）を行うことができるものとする。

(共同調査研究契約の締結)

第71条 センターは、他の機関と共同調査研究を行う必要があり、かつ、共同調査研究をしようとする者（以下「共同調査研究者」という。）が当該共同調査研究を行うため十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めた場合には、当該共同調査研究者と共同調査研究に関する契約（以下「共同調査研究契約」という。）を締結するものとする。

2 センターは、前項の共同調査研究契約を締結しようとするときは、共同調査研究契約書において次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 共同調査研究の課題
- (2) 共同調査研究の目的及び概要
- (3) 共同調査研究の担当部署
- (4) 共同調査研究の開始及び完了時期
- (5) 共同調査研究の分担及び管理
- (6) 共同調査研究に要する経費及びその分担
- (7) 共同調査研究の遂行が困難となったときの措置
- (8) 共同調査研究に要する経費によって製造され、取得され、又は効用が増加した物件の共同調査研究終了後の帰属
- (9) 共同調査研究により発生した知的所有権の帰属
- (10) 共同調査研究の成果の取扱い

(11) その他必要な事項

3 センターは、共同調査研究契約を締結するに当たって必要と認める場合には、共同調査研究者から定款、決算報告書その他の書類の提出を求めることができるものとする

(共同調査研究の中止等)

第72条 センター及び共同調査研究者は、天災地変その他やむを得ない事由により共同調査研究の遂行が困難となった場合には、共同調査研究者と協議の上、当該共同調査研究を中止、廃止又は一部変更することができるものとする。

(共同で発明した特許の帰属)

第73条 共同調査研究の結果、センターの職員及び共同調査研究者に属する職員が共同して発明を行った場合、センター及び共同調査研究者は、共同して特許出願を行うことができる。

(独自に発明した特許の帰属)

第74条 センターは、共同調査研究の結果、センターの職員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ共同調査研究者の同意を得なければならない。

2 共同調査研究者は、共同調査研究の結果、当該共同調査研究者に属する職員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめセンターの同意を得なければならない。

(特許権等の許諾)

第75条 センター及び共同調査研究者は、センター及び共同調査研究者が所有する当該共同調査研究に関連する特許権及び出願中の発明（以下「特許権等」という。）の実施について、必要に応じて、条件を付した上で、相手方及び第三者に許諾するものとする。

(実施料)

第76条 センターは、共同調査研究者、共同調査研究者の指定する者又は第三者に対し、センターに帰属する特許権等の実施を許諾したときは、実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

2 センターは、共同調査研究者がセンター及び共同調査研究者の共有に係る特許権等（この条において「共有特許権等」という。）を実施しようとするときは、実施契約で定める共有特許権等に係るセンターの持分に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。

3 共有特許権等について、共同調査研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、共有特許権等に係る持分に応じ、センター及び共同調査研究者に帰属するものとする。

(調査研究成果の公表等)

第77条 共同調査研究者は、共同調査研究の実施期間中において、その成果をセンター以外の第三者に知らせようとするときは、共同調査研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターの同意を得なければならないものとする。

2 センターは、共同調査研究の実施期間中において、その成果を共同調査研究者以外の第三者に知らせようとするときは、共同調査研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ共同調査研究者の同意を得るものとする。

3 共同調査研究者は、共同調査研究が終了したときにセンターが行う調査研究成果の取りまとめについて、センターに協力しなければならないものとする。

4 センターは、共同調査研究の終了後調査研究成果を公表するに当たって、共同調査研究者が業務上の支障があるため、センターに対し研究成果を公表しないよう申し入れた場合にあつては、共同調査研究者の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができるものとする。

5 共同調査研究者は、共同調査研究の終了後成果を公表しようとするときは、共同調査研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターの同意を得なければならないものとする。

(準用)

第78条 第73条から前条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権について準用する。

第8章 講習、指導等

(講習及び指導)

第79条 センターは、国、独立行政法人、地方公共団体、公益法人等の職員、農業者等に対して、次に掲げる講習及び指導を行うことができるものとする。

(1) 家畜の改良増殖及び飼養管理の改善に関する講習及び指導

(2) 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産に関する講習及び指導

(3) その他センターが必要と認める事項に関する講習及び指導

2 前項の講習及び指導を実施する場合において、必要に応じてセンターの保有する施設及び機械を提供することができるものとする。

3 センターは、研修又は指導の実施に要する経費を徴収することができる。

(海外技術協力)

第80条 センターは、開発途上地域等の畜産の振興を図るため、依頼を受けて海外研修、技術協力専門家等への講習及び指導を行うことができるものとする。

2 前項の講習及び指導を実施する場合において、必要に応じてセンターの保有する施設及び機械を提供することができるものとする。

(指導の講師の海外派遣)

第81条 センターは、開発途上国地域等の畜産の振興を図るため、依頼を受けて職員を

指導の講師として海外派遣することができるものとする。

(国際調和への対応)

第82条 センターは、国際会議への参加その他家畜の能力評価、飼料作物の検査に関する国際調和のために、必要な業務を行うことができるものとする。

第9章 家畜改良増殖法の規定による立入検査等

(立入検査等)

第83条 センターは、農林水産大臣の指示を受けて、増殖法第35条の2第1項の規定による立入、質問、検査及び収去（以下この章において「立入検査等」という。）を行うものとする。

(立入検査員の任命)

第84条 理事長は、農林水産大臣から立入検査等の指示があった場合には、速やかに立入検査を行う者（以下この章において「立入検査員」という。）を任命するものとする。

2 理事長は、立入検査員に対し、立入検査員であることの身分を示す証明書（以下この章において「立入検査員証」という。）を交付するものとする。

(立入検査等事項)

第85条 立入検査等は、次に掲げる事項につき行うものとする。

- (1) 畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所への立入り
- (2) 関係者への質問
- (3) 家畜の検査
- (4) 種付台帳、家畜人工授精簿等その他必要な書類の検査
- (5) 検査に必要な最小限度の分量の種畜の精液又は家畜受精卵の収去

(身分を示す証書等の提示)

第86条 立入検査員は、立入検査等に当たって農林水産大臣からセンターへの指示書を関係者に示すとともに、必要に応じて立入検査員証を提示するものとする。

(検査結果の報告)

第87条 立入検査員は、立入検査等終了後直ちに、その結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告後直ちに、その内容を農林水産大臣に報告するものとする。

第10章 種苗法の規定による飼料作物の指定種苗の集取

(種苗法の規定に基づく飼料作物の指定種苗の集取)

第88条 センターは、種苗法第63条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指示を受けた場合には、種苗業者から検査のため必要な数量の飼料作物の指定種苗を集取するものとする。

(表示事項の検査)

第89条 センターは、前条により集取を行った種苗について、種苗法第59条に示した表示事項が適切に表示されているかどうかについての検査を行うものとする。

(検査結果の報告)

第90条 センターは、前条の検査を行った場合は、遅滞なく、農林水産大臣にその結果を報告するものとする。

第11章 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入検査等

(立入検査等)

第91条 センターは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去（以下この章において「立入検査等」という。）を行うものとする。

(立入検査員の任命)

第92条 理事長は、農林水産大臣から立入検査等の指示があった場合には、速やかに立入検査等を行う者（以下この章において「立入検査員」という。）を任命するものとする。

2 理事長は、立入検査員に対し、立入検査員であることの身分を示す証明書（以下この章において「立入検査員証」という。）を交付するものとする。

(立入検査等事項)

第93条 立入検査等は、次に掲げる事項につき行うものとする。

- (1) 遺伝子組換え生物等の使用等を行う場所等への立入り
- (2) 関係者への質問
- (3) 遺伝子組換え生物等、遺伝子組換え生物等の使用等をする施設等その他の物件の検査
- (4) 検査に必要な最少限度の分量の遺伝子組換え生物等の収去

(身分を示す証明書等の提示)

第94条 立入検査員は、立入検査等に当たって農林水産大臣からセンターへの指示書を関係者に示すとともに、立入検査員証を提示するものとする。

(検査結果の報告)

第95条 立入検査員は、立入検査等の終了後遅滞なく、その結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告後遅滞なく、その内容を農林水産大臣に報告するものとする。

第12章 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の規定による事務

(委任を受けて行う事務)

第96条 センターは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務
- (2) 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務
- (3) 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務
- (4) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務
- (5) 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務
- (6) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する事務
- (7) 個体識別番号の決定及び通知に関する事務

第13章 業務委託の基準

(業務の委託)

第97条 センターは、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認める場合には、第11条に掲げる業務の一部を委託することができるものとする。

2 前項に規定するもののほか、センターは、緊急の必要がある場合において、その業務の確実な実施を確保する必要があると認めるときは、その業務の一部を委託することができるものとする。

(業務委託契約)

第98条 センターは、前条の規定により業務を委託しようとする場合には、その業務の受託者と業務の委託に関する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結するものとする。

2 センターは、前項の業務委託契約を締結しようとするときは、業務委託契約書において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託に係る業務の内容に関する事項
- (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項

- (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 前項の委託費の額は、原則として、当該業務の実施等に要する経費の額とする。

第14章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(入札・契約に関する事項)

第99条 センターは、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- (6) 子法人を設立する場合には、当該子法人との契約に関する規程
- (7) 子法人を設立する場合には、当該子法人と第三者との契約等情報の把握

(契約)

第100条 センターにおける売買、賃貸、請負その他の契約は、すべて一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き)

第101条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続きについては、同協定の規定に即してこれを行うものとする。

第15章 情報の管理等

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第102条 センターは、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関する規程を整備するものとする。

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第103条 センターは、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（職員掲示板システム等）
- ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (イ) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (ロ) データへのアクセス権の設定
 - (ハ) データの汎用アプリケーションでの利用を可能とするツールの構築
- (ニ) 機種依存形式でデータ等を作成する場合には、当該データ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第104条 センターは、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

第16章 雑則

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第105条 センターは、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任

額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(細則への委任)

第106条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、その業務運営に必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則 (平成13年 4月 2日付け農林水産省指令13生畜第 3号)

- 1 この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 第16条第3号の業務に従事している期間の算定に当たっては、農林水産省家畜改良センターにおいて業務に従事していた期間をセンターにおいて業務に従事していた期間とみなすことができるものとする。

附 則 (平成15年12月 1日付け農林水産省指令15生畜第3456号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成16年 2月19日付け農林水産省指令15生畜第4595号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年 3月31日付け農林水産省指令17生畜第3125号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日付け農林水産省指令19生畜第1561号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成20年10月16日付け農林水産省指令20生畜第1173号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日付け農林水産省指令21生畜第1471号)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。ただし、第24条、第25条及び第27条に係る変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の変更の施行の際、現に第31条の規定に基づきセンターが貸し付けている種畜に係る貸付条件については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 4月 1日付け農林水産省指令22生畜第2345号)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。
- 2 この業務方法書の変更の施行の際、現に変更前の第47条の規定に基づきセンターに配布申請書が提出されている飼料作物の種苗に係る配布の対象者、対価、手続及び薬剤の塗布については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 4月 1日付け農林水産省指令23生畜第2302号)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成27年3月5日付け農林水産省指令26生畜第1835号）

この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日付け農林水産省指令30生畜第1493号）

この業務方法書の変更は、平成31年4月1日から施行する。